平成 20 年 12 月 18 日 筑 波 大 学

本学元教授のセクハラ行為に関する調査結果等ついて

11月30日付で退職となった本学大学院生命環境科学研究科の元教授(46歳)が行ったセクハラ行為に関する調査結果及び懲戒処分の検討結果がまとまりましたので、以下のとおり報告します。

元教授は、今年8月学外の飲食店において女子学生に対し身体を触るなどしたほか、 9月には、別の女子学生の自宅に深夜押しかけるなど、2度にわたり飲酒のうえ重大 なセクハラ行為を行いました。

いずれの場合も女子学生から所属の教員に相談があり、同研究科において調査を行うとともに、その結果を受けて、教育研究評議会に調査委員会を設置し、事実確認及び懲戒処分の検討を行っておりましたが、元教授から提出されていた退職願の効力が生じ、11月30日付で退職となりました。

本学は、元教授退職後も引き続き事実確認及び懲戒処分の検討を行い、本日、教育 研究評議会において停職6月とすることが相当であるとの結論に達しました。

9月に人間総合科学研究科の教授(53歳)が強制わいせつ容疑で逮捕されるという事件に続き、同じく教授の立場にあった者がこのような行為を行ったことに、大学として強い衝撃を受けるとともに、この事態を極めて重く受け止めております。

あらためて断固たる決意で全学を挙げて再発防止に取り組むとともに、この姿勢を 学内外に明示するために、学長及び常勤の理事・副学長全員が報酬額の一部を自主返 納することとしました。

併せて、2件の事案とも懲戒処分の調査・検討中に、当該教員から提出された退職願が法的効力を生ずる結果となったことを受けて、懲戒処分に係る手続きの適正性・公正性をこれまでと同様に十分に確保した上で、迅速性をさらに一層高めるべく、懲戒審査手続きの見直しを行うこととしました。

自主返納額

学 長 報酬額の10%(1箇月) 理事・副学長 報酬額の5%(1箇月)

> 本件に関する問合先 筑波大学 広報室

> > TEL: 029-853-2040